

明石公園旧市立図書館跡地利活用計画(素案)に対する意見公募結果

明石市政策局プロジェクト推進室プロジェクト担当

2024年(令和6年)7月15日(月曜日)から8月16日(金曜日)まで意見公募を行い、18人から34件のご意見を頂きました。頂きいたご意見の概要と市の考え方は以下のとおりです。

※頂いたご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。

同じ趣旨のご意見は、まとめて記載しています。

1 はじめに

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	新施設を整備するのではなく、兵庫県に返還した方がよい。	旧市立図書館跡地については、令和5年3月31日をもって設置許可期限が満了しており、ただちに現状に回復しなければならない状況です。このような状況に対し、公園管理者である兵庫県からは、「撤去に向けた手続きを進めている間は違法ではない」との考えが示されています。公園管理者である兵庫県とは、市が旧施設撤去と新施設整備を一体で行い、県が必要な協力・支援を行うことで合意しており、その合意内容に沿って事業を進めています。
2	解体撤去の理由と、旧施設の耐震補強と改修による再利用の可能性について検討してきた内容を明らかにすべきである。	
3	解体後は全て県が運営管理するようしてほしい。	新施設は市が整備することで兵庫県と合意していますので、新施設は市の所有となり、市が運営管理を実施する予定です。なお、運営管理に要する経費をできるだけ低減できるよう、施設の規模や運営方法について検討していきます。
4	計画の決定後に兵庫県文化財保護審議会に諮る必要はないと判断する根拠を示してほしい。	旧市立図書館跡地は文化材保護法による許可が必要な国指定史跡の範囲には含まれていないため、兵庫県文化財保護審議会に諮る必要はありません。

4-1 整備方針

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	県の設置許可を得られる見通しがあるのか。	県からの設置許可が得られるよう、これまで適宜県に検討状況を報告するなどしながら、県市で連携を密にしつつ事業を進めています。

6	<p>長期計画や審議会等に諮る裏付けもなしに進められている。なぜ、このような進め方をするのか。</p>	<p>市民参画手続については、明石市市民参画条例に基づき、意見公募手続（パブリックコメント）及び2度のワークショップ手続を実施しています。また、それらに加え、WEB アンケート及び県市合同で開催した明石公園みんなのみらいミーティングでもワークショップを実施し、丁寧に市民や公園利用者の意見を聞きながら計画を進めています。また、県との合意内容及び「明石市公共施設配置適正化基本計画」の市立図書館の個別の方向性として、建物を廃止することも含めて建物の活用方法を検討すると記載しており、これらに基づき進めています。</p>
---	---	--

4-2 市民・公園利用者の声

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	<p>災害の際に食事や居場所が提供できるスペースがあってほしい。</p>	<p>導入施設は兵庫県等関係機関との協議・調整や設計を経て決定しますが、防災施設に関しても必要な機能と認識しており、導入施設例として防災施設を追記しました。</p>
8	<p>具体的な政策課題については、「市民同士での意見交換」に委ねる方式は明らかに手法を誤っている。</p>	<p>できる限り、市民の皆さんと一緒に対話しながら、課題解決に取り組んでいく市の方針のもと、ワークショップ等の手法を取り入れています。</p>

4-3 コンセプトと主な機能

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	<p>文明と自然の共存できる施設</p>	<p>自然に関する意見が多かったことから、主な機能として「いつでもだれでも心地よく過ごせる居場所」を「自然の中で心地よく過ごせる居場所」に変更しました。</p>
10	<p>誰でも訪れることができ、なおかつ困っている人に支援ができる居場所（フリースペース）</p>	<p>いつでもだれでも心地よく過ごせる居場所になるよう工夫していきます。導入施設例として学習室、会議室、フリースペースを追記しました。</p>
11	<p>居場所の機能としてフリールーム、学習室及び会議室</p>	
12	<p>老人や子供が集えるコミュニティ</p>	
13	<p>多世代が集えるむかしの家のようなもの</p>	<p>多くの人が自由に集まり、交流しやすい施設になるよう検討していきます。導入施設例としてラウンジを追記しました。</p>
14	<p>児童・生徒を対象としたアートを学び、実践、発表する施設</p>	<p>さまざまな活動を支援することができる施設になるよう検討していきます。導入施設例として多目的ホール、ギャラリーを追記しました。</p>

15	大型遊具やアスレチック、長いすべり台、また全世代向けに健康推進器具(ストレッチ機能や負荷の少ない運動ができるような器具)等を設置してほしい。	屋外空間に設置する施設等は、自然の中で心地よく過ごせる居場所となるよう、設計段階でも引き続き、検討していきます。導入施設例として芝生、ベンチ、休憩施設、日除け・雨避け屋根を、屋外空間イメージにドッグランを追記しました。
16	明石公園はただの広場に近いため、草花の管理やもう少し散歩しやすく、休憩施設やベンチを整備してほしい。	
17	全天候型ドッグパークを推したい。	
18	森林浴のできる動植物園、森を眺めるドローン教習所、野外音楽堂など	
19	アーバンスポーツができる施設(スケートボード、ストリートダンス、スポーツクライミングなど)	設計段階において、さらに検討を具体化していく中で、これらの要素を採り入れる可能性を探っていきたいと考えています。
20	環境創造型(有機栽培)の野菜や米の販売やそれらを使ったレストランやカフェ、弁当の提供	
21	トレーニングジムと温水プールが必要ではないか。	他にも幅広い意見を頂いたこと、また、整備費や維持管理費の観点から、これらに特化した施設の設置は困難と考えています。
22	屋内遊具と簡易な屋内宿泊を兼ね備えたテント泊も可能なアウトドア施設	

5-1 施設配置イメージ

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
23	屋外空間は、県立図書館の前庭として整備するのが適切です。	詳細な配置は、兵庫県等関係機関との協議・調整や設計を経て、決定します。
24	公園・県立図書館と調和し、20~30年後の利用者を想定した施設を望みます。	公園・県立図書館と調和した施設になるよう、設計段階において工夫しながら進めていきます。
25	このイメージでは、旧市立図書館の敷地の全面を明石市が占有できることになっている。この占有については兵庫県の確約を得ているのかどうかを公表すべきです。	兵庫県には、計画の進捗に応じて適宜相談・説明を行っています。兵庫県から設置許可を受ける敷地の範囲は、設計段階で新施設の規模・配置・機能等について、兵庫県等関係機関と協議・調整する中で決めることとなります。

5-2 事業費・財源

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
26	明石市が8億円近くの税金を使うのは納得できません。土地等の所有権が県にある以上兵庫県が負担するべきだと思います。	旧市立図書館施設は市の所有であり、兵庫県から許可を受けて設置管理しています。都市公園法において「公園施設を設け管理する期間が満了したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない」旨の規定があるため、施設所有者である市に原状回復義務があります。

27	前市長の財産で解体、不足であれば寄付で8億円を集める。現市長、副市長も多額の寄付をする。	単なる解体に対しては補助金等の制度がないため、旧施設撤去と新施設整備を一体で行うことにより、国の補助金等を活用して財政負担の抑制を図っていきたいと考えています。
28	事業費の財源として、都市構造再編集中支援事業による国庫補助を想定していますが、国は、都市機能誘導施設として承認しないものと思います。	補助金については、計画の進捗に応じて国（国土交通省）に適宜相談や説明を行っており、事業内容についても理解していただき、旧施設の解体も含め補助メニューに合致する旨の回答をいただいています。交付される補助金額については設計を経て、事業費と併せて確定しますが、活用を予定している都市構造再編集中支援事業の国費率は事業費の50%となっております。
29	国の補助事業の決定スケジュールとの関係で、どのような見通しを描いているのか。 補助事業のメニューに適合する施設ではないという市民からの指摘に対して具体的に答え、国交省のどの部局といつの時点で確認しているのかどうかを明確にすべきである。	
30	都市構造再編集中支援事業の適用のための国交省との協議が進行しているとの説明がありましたが、旧市立図書館の解体除却工事費に対して、当該事業の適用によって交付される補助金額を公表してください。	

5-4 事業スケジュール

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
31	国との事前の協議が終了していなければ歳入額が見込めません。したがって、この事前協議の時期を事業スケジュールに記載すべきでした。	補助金については、計画の進捗に応じて国（国土交通省）に適宜相談や説明を行っており、事業内容についても理解していただき、旧施設の解体も含め補助メニューに合致する旨の回答をいただいています。 確定するのは、本要望後となりますが、現時点では採択に向けて着実に取組を進めています。
32	国の補助事業の決定スケジュールとの関係で、どのような見通しを描いているのか。	